

お話をございまして、先ず第一番に静岡と神奈川との両県に対しまして事務的に正確な数字を申上げますと、私のほうから、大蔵省の本省から財務局へ静岡県と神奈川県を通して融資しろということを通知いたしました額は一億二千万円でございます。それでなおついて水産庁から若干追加して欲いというお話をござります。それから更に静岡、神奈川以外の都道府県の分について同じような方法について融資をして欲しいといいうお話を一つと、それから更に六大都市の仲買人、これに對しまして若干の融資をして欲しいといいうお話をござります。それで只今水産庁長官が申上げました静岡、神奈川以外のその他の都道府県の分につきましては大体こういう方法でこういいう額でというよなことで、ただその方法の具体的な細部、或いは金額等につきましては若干計算整理を今いたしております。移動をするかも知れません。こういうことでやろうといいうことで今その作業をいろいろ資料を揃えましては大体こういう方法でございます。

○説明員(清井正君) この点は実は前からのつと続きになつておりまして、只今も江田委員がおつしやつておられたが、初め、「一億五千万」という枠が初めてきましたのであります。これは非常に違つて来るのですか、どうでござりますか。

○説明員(清井正君) この点は実は前からのつと続きになつておりまして、只今も江田委員がおつしやつておられたが、初め、「一億五千万」という枠を幾らとかきめますよりは、先ず問題は各県々との相談になるわけありますから、具体的に最後に幾ら何県に對して貸付けるという最後的な数字はまだ県においては交渉して見なければわからない、併しこういう金額、こういう算定方法でやろうといふことについては大蔵省でこういうことでやろうじやないかといふことで臨時的には話合いがついておるのではあります。

○江田三郎君 融資の方法について意見の一致を見たということで、それは意見の一致は見るだらうと思います。併し実際問題といったましてもこれは御承知の通り静岡とか、神奈川は大部分大きい県であります。その他億五千万という枠がきまつたのであります。併し実際問題といったまでもこれは意見の一致は見るだらうと思います。問題は枠が幾らになるかというこままで時間は若干とつておるようになりますので、なかなく計数とか、あるいはその方法とかいろいろのがなからつかりましては時間は若干とつておるようになります。これにつきましても大体いろいろのがなからつかりましてはこの静岡、神奈川両県の折衝の過程並びに両県に貸しますればやはり三千三百万の枠が出ておるのであります。ところが私どもいたしましてはこの静岡、神奈川両県の折衝の過程並びに両県に貸しますればやはり三千三百万の枠が出ておるのであります。

村といふようなものとも若干話を進めようといふようなことで今水産庁は毎日いろく数字を突き合せまして業を進めておる最中でございます。それを聞いておりますと、やり方は本ぎ話をお聞きしておりますと、やり方は本ぎまりになつたけれども、数字は別としているといふようなことを水産庁のほうから言うし、大蔵省のほうのお話では静岡、神奈川も一億二千万程度、それ以外のところは、及び流通業者のほうは作業中といふやうなことですが、そ

うしますと、大蔵大臣が本委員会の委員長なり委員の各位に対して言明され以前に連つて來るのですが、どうでござりますか。

うしますと、大蔵大臣が折衝いたしておりますと、委員長なり委員の各位であります。初めは御承知の通りの金融の事務局で作業しておるといふのだから、お話しをさせまして、それで一定の數字を出したわけがあります。そこで大

蔵省と相談をいたして参つたのであります。初めは御承知の通りの金融の事務局で作業しておるといふのだから、お話しをさせます。従つてそういうのであります。たゞありますと、大臣からのお話もございましたし、又先ほど委員長からお話しがあつたのでござりますが、結局本筋としてはこれは大体私どもが計画いたしましたことでやろうといふことにきつたのであります。ただ金額を幾らとかきめますよりは、先ず問題は各県々との相談になるわけありますから、具体的に最後に幾ら何県に對して貸付けるという最後的な数字はまだ県においては交渉して見なければわからない、併しこういう金額、こういう算定方法でやろうといふことについては大蔵省でこういうことでやろうじやないかといふことで臨時的には話合いがついておるのではあります。

○江田三郎君 私が今あなたにお尋ねするのは、おとと大蔵大臣の言明せられておる線と近い数字になるかどうか

が、たゞこの一億五千万、これの額を何らかはつきり約束しようとおつしやられると、実は事務局といふものはどうも割合こう数字を固める際に臆病なものでござりますから、それを固めてしまわぬうちにしばり言つてしまふとおつしやられてもちよつとそこまでは申上げられないのですけれど、大体バランスをとるようにしておることで、一生懸命作業しているところなんでお話しになります。

○説明員(清井正君) 私どもが折衝いたしておりますと、おとと過程におきましては、いろいろ算出の細かい県別の数字は出ますが、たゞこの一億五千万、これの額をもつて、おとと同様に大蔵大臣が言明しておられた折衝中で、折衝して見なけられることは、まあその数字はあると思うのです。それ

たしておりますと、おとと過程におきましては、おとと同様に大蔵大臣が言明しておられた折衝中で、折衝して見なけられることは、まあその数字はあると思うのです。

おるのですか、上ですか、下ですか。あなたがた折衝中で、折衝して見なけられることは、まあその数字はあると思うのです。

とバランスがとれるようになりますので、近づく成案を得る段階に……これはもう割り計算をさせまして、それで一定の数

るかも知れない。併しそういうことを別問題にすれば、今長官のいわゆる最終段階で出ておる数字といふものは大よそ一億五千万と似通つたものかどうかと、どうしてそれを言うちやいかんのですか。何の差障りがあるのですか。何の差障りがあるのか。それもまだ今までの経過がなければそういうことで或いは我々も引下つていいかもわからない。併し大藏大臣がこの一億五千万なら一億五千万という数字をきめているけれども、事務当局のほうではこれを減額したいと言ふ。そこでそれを減額するのはお前たちの腕だといふことを大臣がはつきり言っている以上、あなたがたが何かカーテンを引くといふと、そのカーテンの奥は水産長官の言われるとは違うじゃないか、誰でもそういう心配持ちますよ。一休徒らに不安を長引かせるとがあなたがたの目的なんですか。そじやないでしよう。皆心配して傍聴委員会を又この日を改めて開いておる、これでつかなれば、又もう一遍開かなければならぬ。どうしてそれをはつきり言わんのですか。

○説明員(清井正君) 先ほど委員長からお話をありました、これを負うさせることはあることは一切ないの腕だといふお話をあつたのであります。飽くまでもいわゆる現在ですが、私ども事務局同士で相談しておることは、そういうことは一切ないの貸付している県との均衡を考慮いたしまして、均衡を失しないようにやろうじやないかということあります。而も各県々の数字も私どもが損害額を計算した数字があるのでありますか

ら、その数字を基礎といたしまして、計数を固めておるという段階でござりますから、大体静岡、神奈川なども実は相談いたしておるのであります。その数字が大藏大臣が言われた数字に近いようなわけではありませんが、そういうことで大藏省と大通り、又私ども御説明いたします通り、具体的な段階にいよく入つてから、具体的な段階で相談した上で最後的な数字が出て来るであろうということでありまして、基礎数字についての根拠は大藏大臣のおつしやつてることとこれは変りないとと思うのであります。要するに単に大藏省が査定を少くとも幅切るということに私どもが事務的にやつてているというふうな印象を受けられるかも知れませんけれども、決してそうではない。まあ根本的には話がきまつておるのであります。実施省が幅切るというようなことではなく、今言つたよな静岡、神奈川、その他均衡において貸付するだけです。従つて直接の損害でありますとか、間接の損害であるとかいうことと、それが大體均衡を失しないといふことで他の都道府県に配分をしようといふことでござりますから、大体御了解願っておりますが。

○江田三郎君 そうやこしく言わんでもいいやないかな。私はもう簡単には聞きますよ。今水産長官の言われた通りですかといふと、そんなことは言わんたつて、そんなことは我々知つたこつちやない。あなたの文句があつたら大藏大臣に言われたらしいので、要するに水産長官が今答えたこととあなたのはうは同じ見解を持っているかどうかといふことです。

○説明員(牧野誠一君) 同じでござります。

○江田三郎君 それなら水産長官のお答えで行きますといふと、この各府県の数字を合せると、大よそ大藏大臣の言つた一億五千万と大差ない、こういうことですから、私は了解します。

○説明員(牧野誠一君) 一億五千万とかいふとお話を出しておりますが、それから或いは腕の振の方とかいふと、國会から委員長初め二名の委員が出ておりましたが、只今水産長官が申上げました通り、腕を振うとか、振られるとかいうふうに皆さんの御意見が一致するならば、その点を明確にいたしておいて、そして一方は外交交渉にもなりましょし、一方は直接交渉、而もこれからなお起るべき予想もあります損害に対しても如何にするかといふことは、これは重要な問題でありますから、かよくな点について、この委員会が意見をまとめるとかいうことが必要でないかと思うのですが、これは委員長からお諮り願つて御処置を願いたいと思います。

○委員長(小林孝平君) ちょっとと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小林孝平君) 速記を始めて下さい。

今吉米地委員からお話をありました

が、本日は出席の委員のかたも少うござりますから、後日事務当局で意見をとりまとめまして、適当の機会に委員

会を開催いたしまして、この問題を審議いたしたいと存じます。

別に御質疑もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会